

令和8年度 京都市立中京中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日改定

1. 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条及び「京都市いじめの防止等取組指針」（平成29年9月）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

さらにいじめかどうかの判断については、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（当該の生徒が心身の苦痛を感じていなくても、他の生徒であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む）をさす。

2. いじめ対策委員会

補導部会（いじめ対策委員会）

[実施予定] 隔週

[構成員] 管理職 生徒指導主事 補導主任 各学年補導係 養護教諭
スクールカウンセラー（SSW）

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行う。

・問題行動に対する、未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。

・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討する。

・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。原則、判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

・いじめ対策委員会の構成については、本校ホームページ及び年度当初の全校集会を通じて、生徒・保護者へ周知をすることとする。

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学習環境の整備

- ・日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な小集団による学習形態を工夫することで、生徒が主となり安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・少人数グループ学習で、生徒の学習状況を把握する。

授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画(京都市スタンダード)」に基づく、授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために、日常でのチームとしての教科会の充実は言うに及ばず、公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて授業づくりに努める。

道徳教育・人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、家庭や地域社会との共通理解・連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのために、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培う。生徒の発達段階に応じた教材を活用し指導・啓発を行う。また、研究授業等で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動や異年齢交流活動など、生徒の主体的・自発的な活動を重視する。お互いに、支え・励まし・高め合う集団の形成を目指す。集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

生徒が主体的に行う活動の充実

- ・キャリア教育の視点から、職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間 授業との関連を図るとともに、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・京都市こども未来会議のテーマやまとめを生徒に周知し、生徒会を中心に校則を毎年見直すことを通して、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために校則に関する生徒会アンケートを実施し、生徒総会で話し合い、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。
- ・生徒会活動ピアサポート各学年 SST(アンガーマネージメント・適切なコミュニケーション・アサーション・ストレス対処・SOSの出し方・自己肯定感など)を実施する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

日常の生徒に関する情報共有

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を丁寧かつ意識的・積極的に行い、生徒の変化を早期に発見する。

生徒に対する定期的な調査

- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシートを年複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・情報の見逃しのないように、補導部会で記録を残す。またアンケートについては、担任、補導係、学年主任による複数人でチェックを行うことを徹底する。

上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・日常の相談はもちろんのこと年複数回の教育相談期間を設定し、生徒を多面的に観察・理解できるクラスマネジメントシート等のツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適切な支援・指導を行う。
- また、一過性のけんかやふざけ合い、その都度解決に導かれる場合（好意から行ったことが意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことが出来た場合など）に置いては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な指導も可能である。しかし、これらの場合もいじめに起因するケースがあるので、いじめ対策委員会での情報共有などが必要である。

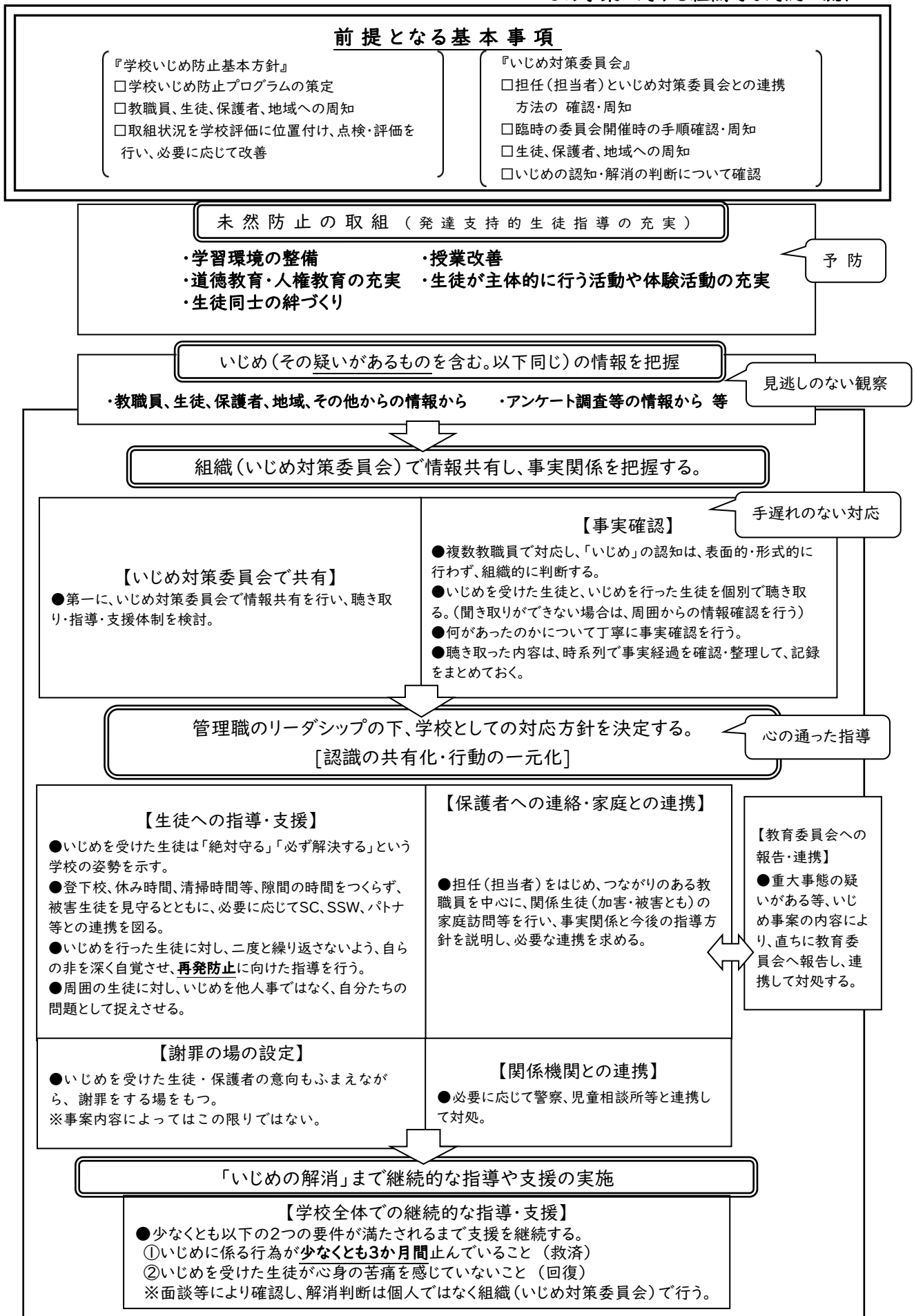
(3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

①基本的な考え方

- ・初期段階のいじめや解消したいじめ事案についても、教職員個人で抱え込まず、他の教職員と常に情報を共有し、学校が組織として把握（いじめの認知）し、解決に向けた取組を行う。
- その際には、常にいじめを受けた生徒の立場にたち指導を進める。また放置しておくといじめにつながるようなおそれがある行為も対処、指導する必要がある。
- ・いじめに通報・相談があったときは、まず何よりもいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聞き取り、事実確認を行うことが重要である。なおその際、聞き取った内容は時系列で事実経過を確認・整理し、記録をまとめておくこととする。
- ・双方への聞き取りができない場合は、具体的（当該の生徒が心身の苦痛を感じていなくても、他の生徒であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものも含む）な情報が周囲からあれば、慎重に吟味しながらも、積極的に認知し、いじめに対する対応を講じる。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言を行い、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置を講じ、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

「いじめ事案に対する組織的な対応の流れ」



③インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・学校・保護者が連携し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止の徹底に努める。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりを把握し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・あらゆる教育活動を通して、情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

④「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの状態の収束については、相当の期間（少なくとも3ヶ月間を目安）が経過し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できるまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、解消かどうかの判断を行う。

(4)教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に生徒に関する情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」やスクールカウンセラーからの研修等を活用した、校内研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察のチェックシートを活用し、可視化を図り教職員相互で補完する。

4. 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に周知し、共に子育てを進める。
- ・いろいろな機会にいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に周知し、地域で『いじめられていないか?』、『他の子どもをいじめていないか?』と声かけをしていけるように保護者の理解・協力を求める。
- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。
- ・いじめアンケート確認に見落としがないよう、スクールカウンセラーとも共有し、いじめやいじめにつながる情報を第三者の立場から確認を行う。

5. 重大事態への対処

基本的な考え方

- ・重大事態は、法において次のとおり定義されている。
 - ①いじめにより当該学校に在籍する、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - ②いじめにより当該学校に在籍する、生徒が相当の期間（30日を超える）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

具体的には身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を被った場合など、生徒の状況に応じて判断していく。

重大事態が発生したときの対応

- ・「いじめにより重大な被害が生じた」という生徒または保護者からの申立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから調査をしないまま、いじめの重大事態ではないという断言はできない。また重大事態が発生したときは、遅滞なく調査を行うとともに、教育委員会への報告を行う。
- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

※いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(改定:令和6年8月30日)

6. 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。また、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめ防止基本方針」「重大事態とは何か」「重大事態の対処方法」の共有 「『いじめのある世界に生きる君たちへ(中井久夫著)』」の内容確認 ◆校内研修会 ・「いじめやその疑いを把握したときの校内での校内体制や組織的対応の共有について」 ・「過去の事例からのいじめ初期対応の大切さについて(いじめアンケートの複数回確認方法)」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「学校いじめ防止基本方針」 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め ・道徳授業 ・インプレ発表会 ・生徒会ピアサポートSST①	・前年度の記名式いじめアンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・入学式で保護者啓発
5	◇いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会 「いじめに関して、気になる生徒の情報共有」	・道徳授業 【3年】修学旅行	・クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有(いじめ対策委員会のメンバーを知っているかについての意識調査) ・教育相談の実施	・家庭地域教育講座 ・学校運営協議会(学校いじめ防止基本方針や学校の取組を説明)

6	<p>◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」</p>	<p>・生徒総会 ・授業参観</p> <p>・生徒会ピアサポート SST②</p>	<p>・第1回記名式いじめアンケートの実施(いじめアンケートの複数 <input checked="" type="checkbox"/>確認) 学年集約と共有</p>	
7	<p>◇いじめ対策委員会 ◆生徒指導部会 「夏季休業中の生活について」</p>	<p>・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 ・夏季学習会</p> <p>・小中児童生徒会交流会 ・非行防止教室</p>		<p>・三者懇談会</p>
8	<p>◇いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し」</p> <p>◆校内夏季研修会 「今年度のいじめ事案の経過の情報共有」</p> <p>◆生徒指導部会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会</p>	<p>・インプレ発表会</p>	<p>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討</p>	<p>・地域パトロール</p>
9	<p>◇いじめ対策委員会 「学校評価の実施に向けて」</p>	<p>・文化祭、体育大会に向けての取組(集団づくり) ・生徒会ピアサポート SST③</p>		
10	<p>◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について」 「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報共有と組織的対応」</p> <p>◆校内研修会 「いじめ防止研修実施」 ・前期生徒間トラブルに起因する長期欠席者への継続した情報収集とその共有</p>	<p>・文化祭 ・体育大会 【2年】企業訪問</p>	<p>・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有 (いじめアンケートの複数 <input checked="" type="checkbox"/>確認)</p>	<p>・学校評価の実施 ・学校運営協議会(学校いじめ防止基本方針や学校の取組を説明)</p>
11	<p>◇いじめ対策委員会 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p>	<p>・小中連携授業参観</p>	<p>・クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ・教育相談の実施(3年進路相談) ・校則に関する生徒会アンケート実施</p>	<p>・進路保護者会 ・入学説明会</p>

12	◇いじめ対策委員会 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「次年度の基本方針の見直しについて」	・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・インプレ発表会 ・小中連携授業参観 ・小中連携の情報の集約について		・家庭地域教育講座
2	◇いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果から」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		・クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有	・学校評価の実施
3	◇いじめ対策委員会 「学校評価の結果について」 「いじめ防止プログラムの見直し」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「次年度の学校いじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会